○仙台市宅地保全審議会条例

昭和五二年六月一一日
仙台市条例第一五号

(設置)

第一条　本市に仙台市宅地保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条　審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一　宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関する事項

二　宅地造成等規制法第十七条第一項又は第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項

三　前二号に掲げるもののほか、宅地保全に関する重要な事項

(平五、六・平一八、一〇・改正)

(組織等)

第三条　審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一　宅地保全に関し知識経験を有する者

二　市議会議員

三　関係行政機関の職員

四　市職員

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条　審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(特別委員)

第五条　審議会に、特別の事項を調査審議するため、特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3　特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第六条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(技術専門委員会)

第七条　技術的専門事項に係る特別の事項を調査審議するため、審議会に技術専門委員会を置くことができる。

2　技術専門委員会は、会長の指名する委員及び特別委員(以下「技術専門委員」という。)をもって組織する。

3　技術専門委員会に委員長を置き、技術専門委員の互選によって定める。

4　委員長は、技術専門委員会の事務を統括し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5　委員長に事故があるときは、技術専門委員のうちからあらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(技術専門委員会の会議)

第八条　技術専門委員会の会議は、会長が招集し、委員長がその議長となる。

2　第六条第二項の規定は、技術専門委員会の会議について準用する。

(委任)

第九条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭五九、三・旧第十条繰上)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭五九、三・改正)抄

(施行期日)

1　この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則(平五、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平一八、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市宅地保全審議会条例（抜粋）解説

（設置）
第１条　本市に仙台市宅地保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（宅地保全審議会設置目的）

本市での宅地保全等に係る行政は，昭和45年8月31日宮城県知事からの委任を受け，宅地造成等規制法及び都市計画法並びに建築基準法などの関連法と昭和47年12月6日から実施した開発審査課指導要綱によって一応の成果を挙げてきました。

しかし，最近は傾斜地等立体的高度利用の問題，特に地盤の悪い場所での宅地造成に伴う安全確認や規制法以前の擁壁等による取扱いなど技術的専門事項の検討とその保全対策が望まれています。

このような事態に対応するため専門的，科学的に対応できる体制を確立し，行政の円滑化を図るための諮問機関としての「審議会」を設置するものです。

（所掌事務）
第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査審議する。
1　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関する事項
2　宅地造成等規制法第17条第1項又は第2項の規定による改善命令に係る技術的専門事項
3　前2号掲げるもののほか，宅地保全に関する重要な事項

（所掌事務関係）

1　宅地造成工事の規制区域について

宅地造成工事の規制区域は宅地造成等規制法第3条の規定に基づき，市長の指定によるものとされている。

本市においては宅地造成に伴い災害のおそれの著しい地域として，次のとおり指定に至っている。

第1次指定（昭和40年3月11日　建設省告示527号）
5,549ヘクタール
第2次指定（昭和51年3月29日　建設省告示518号）
1,608．5ヘクタール
第3次指定（平成6年7月22日　建設省告示424号）
6,004．89ヘクタール
合計　13,162．39ヘクタール

※宅地造成等規制法
第3条（抜粋）　都道府県知事〔地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内の土地については指定都市の長。〕は，宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて，宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを，宅地造成工事規制区域として指定することができる。